

令和7年11月27日発行の審決公報		* 詳細は審決公報をご確認ください。		
【第47号】				(無断転載禁止)

【拒絶】識別力なし

審判番号	本件商標	類	適用条文	要旨
不服2023-010054	DX統合パッケージ	39	3-1-3号, 3-2項	「DX(デジタルトランスフォーメーション)のための各種業務システムをパッケージ化した商品及び役務」であると認識する。
不服2025-002859	あくすたや akusutaya	28, 35	3-1-3号, 4-1-16号	本願商標は、構成全体として「アクリルスタンドを販売する店」程の意味合いを容易に認識させるものである。

【登録】識別力あり

不服2024-016427		6,7,9, 11,18, 20,28, 34	3-1-6号	(氏姓の「加藤」に通じる)「カトー」の片仮名を表したものと認識される場合があるとしても、当該部分は普通に用いられる方法の域を脱して表されているものというべきである。
不服2022-017481		28	3-2項, 3-1-3号	ヨネックス株式会社・第28類「シャトルコック」本願商標の色彩は、請求人による長年にわたる使用の結果、その指定商品である第28類「シャトルコック」に係る需要者の間において、相当程度認知され、請求人に係る出所識別標識たり得る特徴として、広く認識されるに至っていると認められる。

【拒絶】類似

審判番号	本件商標 引用商標	類	適用条文	要旨
不服2024-019070	DECO VINO	33	4-1-11号	「VINO」は、スペイン語で「ワイン」を意味する語であるから、「DECO」が商標の要部であり、引用商標とは「デコ」の称呼を共通にする。
	デコ DECO			
不服2025-007630	魚屋あらまさ	43	4-1-11号	「あらまさ」は、強く支配的な印象を与える要部であるといえるから、「アラマサ」の称呼も生じ、引用商標とは類似する。
	新政 ARAMASA			

【登録】非類似

審判番号	本件商標 引用商標	類	適用条文	要旨
異議2025-900062	 	39	4-1-11号	本件商標の図形部分は、図案化した「G」と「L」の組合わせの印象を与えるのに対し、引用商標は「L」を認識させる。
不服2024-019451	 PROPERTY	35, 36, 42	4-1-11号	本願商標は、「@」の部分を捨象し、「property」の文字部分で取引に当たるといよりも、むしろ、一体不可分の造語と認識される。
不服2025-009845	 	3, 5, 10	4-1-11号	両商標は、称呼を共通にし、一義的には観念において比較することができないとしても、外観において、判然と区別し得る。